

パブリック・コメントの回答について

「競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査の廃止について」のパブリック・コメント募集手続きについては、令和7年11月5日から令和7年12月5日まで募集し、1名から1件の意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は、以下の通りです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
<p>建築関係の競争入札における主観的事項審査を廃止すると、価格競争で不利な地元企業の落札が困難になると考えます。廃止ではなく、審査事項の変更などで市内建設工事業者が不利益にならないように検討できないでしょうか？</p> <p>また、今後の市役所の新庁舎建設を控えているなかで、今回の廃止は市内建設工事業者にとって不利益になることが推測されますが、いかがでしょうか。</p>	<p>建設工事業者の評価については、経営事項審査と主観的事項審査の二つの指標が用いられています。経営事項審査は、全国共通の尺度で企業規模や財務状況などを審査しています。一方、主観的事項審査は、経営事項審査では表れにくい建設工事業者の特性（強み）を評価するものです。この二つの指標は、一般的に合算されて、建設工事業者が入札に参加できる価格帯を決める「等級格付け」に利用されます。</p> <p>本市においては、経営事項審査の結果のみで等級格付けをしており、主観的事項審査の結果は等級格付けには用いていません。また、個々の入札においては価格競争で落札者を決定しており、主観的事項審査の結果が入札結果に影響することはありません。</p> <p>一方、市内の建設工事業者に対しては、等級格付けされた価格帯よりも高い価格帯（ランク）の工事及び低い価格帯（ランク）の工事の入札にも参加できる特例を設定し、市外業者と比較して広い範囲の入札に参加できるようにしています。</p> <p>このように、入札において市内の工事業者が不利とならないような制度を設けております。</p> <p>従いまして、主観的事項審査を廃止しても、市内の工事業者に不利益となるようなことはないと考えています。</p>